

非営利・協同の理念と ナショナルセンターづくりの課題

富沢 賢治

はじめに

2012年の国際協同組合年以降、私は、あちらこちらで1つのことだけ、すなわち、各種協同組合から成る全国協同組合連合会（ナショナルセンター）の結成が必要だということだけを言い続けている。ナショナルセンターづくりのための諸条件が整いつつあるので、この好機を逃してはならないと思うからである。

本講演は、非営利・協同総合研究所いのちとくらし総会の基調講演と位置付けられているので、以下では「非営利・協同総合研究所いのちとくらしの歴史的使命と喫緊の課題」というテーマを念頭に置きながらナショナルセンター結成の意義を述べることにする。

国連は、西暦2000年に「ミレニアム宣言」を発し、国際社会の第1の活動目標を貧困と飢餓の撲滅とした。「ミレニアム」は、1,000年を1単位とする期間を意味する。キリストが愛を説いてから2,000年以上がたつのに、人類はあいかわらず殺し合いを続けている。1,000年後の世界はどうなっているのだろうか。本講演では、長い目で人類史を振り返り、将来社会を展望し、そこから現代社会の特徴と課題を解明したい。そして、そのような歴史的視点から析出される非営利・協同総合研究所いのちとくらしの歴史的使命とナショナルセンターづくりの意義を明らかにしたい。

I 非営利・協同の理念

1. 基本用語の説明

（1）非営利・協同

「非営利・協同」という表現は、日本の労働者協同組合運動の中から誕生したように思われる。

労働者協同組合運動の理論的リーダーで、私の恩師でもあった故・菅野正純氏が、すでに1990年代によく用いていた。1998年に、欧米の7名の研究者を含む国際シンポジウム「ポスト福祉国家における非営利・協同組織の役割」が東京で開かれた。司会をつとめた私は、はじめに討論のための概念整理を行い、討論の共通用語として「非営利・協同」というコンセプトを用いることを提案した（富沢賢治「非営利・協同セクターとは何か」川口清史・富沢賢治編『福祉社会と非営利・協同組織セクター』日本経済評論社、1999年）。私の見解に異論が出されなかつたので、「非営利・協同」は国際的にも受け入れられるコンセプトになりうるという確信を得た。

非営利・協同の組織は、基本的目的が営利追求ではなく社会問題の解決であるという意味で「非営利」の組織であり、活動では組織内外の「協同」を重視するという意味で「協同」の組織である。「非営利・協同組織とは、社会的問題の解決をめざす開放的、自律的、民主的な組織である」（富沢賢治『非営利・協同入門』同時代社、1999年、14ページ）。非営利・協同の担い手である組織は、協同組合、共済組織、NPOなどの種々の民間非営利組織であり、ヨーロッパ諸国では、「社会的経済組織」と呼ばれ、最近では国連などにおいて「社会的・連帯経済組織」とも呼ばれている。

（2）社会的・連帯経済

協同組合運動を促進する世界的な潮流として社会的・連帯経済の運動がある。日本の協同組合運動の活性化のためには、協同組合を社会的・連帯経済の担い手をして位置づける必要がある（拙稿「社会的・連帯経済の担い手をしての協同組合」「協同組合研究」35巻2号、2016年6月、参照）。

「社会的・連帯経済」は、「社会的経済」と「連

帶経済」との合成語である。

「社会的経済」は、主としてヨーロッパを中心にして用いられてきた用語で、協同組合、共済組織、NPOなどの非営利・協同組織による経済活動を意味する（詳細については、富沢賢治『社会的経済セクターの分析——民間非営利組織の理論と実践』岩波書店、1999年、参照）。

これに対して「連帯経済」という用語は、1990年代に中南米諸国で使われ始め、2001年から世界各地で開催された「世界社会フォーラム」などの運動を通じて国際的に広まっていった。社会的経済も連帯経済も、地域社会に根ざす住民自身による経済活動という点では共通するので、最近では両者を合わせて「社会的・連帯経済」という表現が用いられるようになっている。

社会的経済論と異なる連帯経済論の一つの特徴は、社会的経済論が協同組合、共済組織、NPOなどの法人格をもつ「制度化された組織」を中心にして展開されているのに対して、連帯経済論の特徴は、草の根組織を含めて、社会的目的をもって活動するすべての組織を重視しているところに見られる。

連帯経済論の理論的リーダーであるJ.-L.ラヴィルが編集した『連帯経済——その国際的射程』（北島健一・鈴木岳・中野佳裕訳、生活書院、2012年）によれば、連帯経済は、「市民参加を通じて経済を民主化することに貢献するさまざまな活動の集合体である」（240ページ）と定義され、「経済の民主化を目標に掲げる社会的経済の新しい波」

（274ページ）と位置づけられる。「新しい波」と位置づけられるのは、一つには、連帯経済がとりわけ、「国家と市民社会の関係」を中心的な問題として（329ページ）、市場的な資源だけでなく、政府による再分配と市民間の互酬性を重視するからである（5ページ）。

国連の社会開発研究機関の副代表であり、社会的・連帯経済研究の初代担当者であったP.ウッティングは、社会的・連帯経済論に基づく新しい社会運動の特質について、つぎのように述べている（「社会的・連帯経済：社会的に持続可能な開発（socially sustainable development）を可能とするか？」2013年4月。UNRISDのウェブサイト）。

変革の伝統的な担い手は国家と労働運動であ

った。しかし、いまや両者は、市場の力で弱体化されている。変革のためには、市民社会の他のアクターを含む新しい連合が必要ではなかろうか。社会的・連帯経済の組織は、①社会的な目的をもつ、②労働者と生産者と消費者との間に協同と連帯の関係をもつ、③職場民主主義と自主管理がある、という特徴を持つ。

社会的・連帯経済には、伝統的な組織（協同組合、共済組織、NPO）だけでなく、新しいタイプの組織（女性の自助組織、フェアトレード組織、インフォーマル・セクターの労働者の組織、社会的企業、社会的ファイナンスなど）が含まれ、種々のレベルでネットワークを形成するという特徴をもつ。国連、関連組織、各国は、社会的・連帯経済を促進するための方策を検討すべきである。

なお、ウッティングは近著（P. Utting ed., *Social and Solidarity Economy: Beyond the Fringe?*, Zed Books, 2015）において、つぎのように述べている。

市場自由主義に抵抗するという共通の基盤をもとにして、社会的経済と連帯経済という2大潮流が結合したことは社会運動の進展にとって一大進歩である。社会変革を求める広範な連帯を形成するためには、さらに、社会的・連帯経済が、社会問題、環境問題、社会正義の問題の解決をめざして活動している労働組合、先住民、農民、女性との連帯を進めることが必要である（35–36ページ）。

（3）サードセクター

今日の社会を構成する主要な社会組織としては、政府組織、営利組織、非営利・協同組織がある。それぞれの組織が集合する社会領域（セクター）は、国家セクター（政府組織セクター）、市場セクター（営利組織セクター）、社会的セクター（非営利・協同組織セクター）などと呼ばれる。

国際的には、国家セクターが第1セクター、市場セクターが第2セクター、社会的セクターが第3セクターと理解されることが多い。しかし、日本では「第3セクター」という言葉が別の意味を持つので、やむをえず「サードセクター」という表現が用いられる。

表1は、3つのセクターと非営利・協同組織との関係を示している。

なお、表1における「経済的役割」の欄は、カール・ポランニーの経済観から示唆を受けている。ポランニーによれば、経済は交換経済だけではなく、ほかに再分配の経済と互酬の経済がある。表1では、交換経済を市場セクターと、再分配の経済を国家セクターと、互酬の経済を社会的セクターと関連づけている。

表1 3セクターと非営利・協同組織

セクター	担い手	動力源	経済的役割
市場セクター	営利組織	金力	交換
国家セクター	政府組織	権力	再分配
社会的セクター	非営利・協同組織	協力	互酬

2. いのちとくらし

以下では、「非営利・協同総合研究所いのちとくらし」の3つのキーワード（「いのち」、「くらし」、「非営利・協同」）を中心にして人類史を振り返り、現代社会における非営利・協同の意義を明らかにしたい。

（1）いのち

私にとって、ものごとを判断する基準は自然である。自然はうそをつかないからである。

植物も動物も生物は一般に、単体で生きることなく、集団で生きる。つまり社会を構成する。生物社会の基本的な機能は、個体の維持と種の存続、すなわち、いのちの再生産である。人間も同じで、人間社会の基本的な機能は、いのちの再生産である。人にとって最も大切なものは、いのちである（図1）。

私はかつて社会政策学会で「人づくり運動としての労働運動」というテーマの報告をしたことがある。そのさい「人づくり」とか「いのちの生産」という表現は、人を物扱いするので不適切だと批判された。そのとき私は、「いのちの生産」とは、いのちを生み、育て、守り、次世代に引き継ぐことである、と説明し、下記のエンゲルスの文章も引用した。

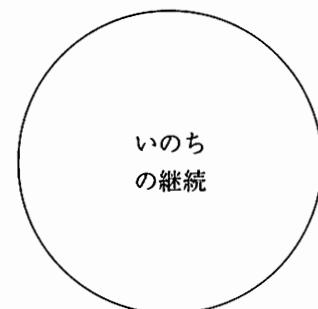
「歴史における究極の規定的要因は、直接的

生命の生産と再生産である。しかし、これはそれ自体さらに二とおりにわかれる。一方では、生活資料の生産、すなわち衣食住の諸対象とそれに必要な道具の生産、他方では、人間そのものの生産、すなわち種の増殖が、これである。」

（エンゲルス『家族、私有財産および国家の起源』1884年、村田陽一訳、大月文庫、8ページ）。

「実験社会科学」という新しい学問分野でも、生物としての人間の全体としての社会行動は「生き残りのためのシステム」として理解されている（亀田達也「モラルの起源——実験社会科学からの問い」岩波書店、2017年、12ページ）。

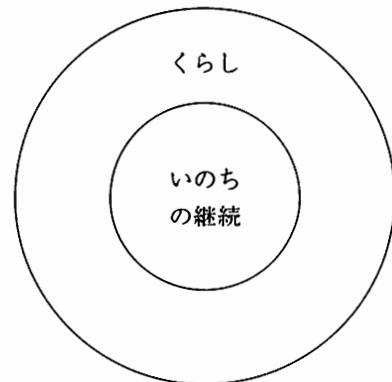
図1 社会の基本機能



（2）くらし

いのち（life）を生み育て守る行為として、くらし（living）がある。図2が示すように、くらしはいのちのためにある。

図2 社会の基本構造



人間社会のくらしは、図3が示すように、3つの領域に大別できる。

経済の領域の基本的役割は、いのちの再生産に

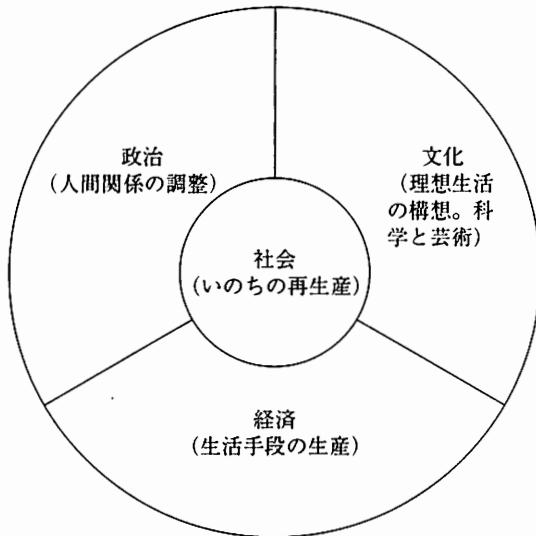
必要な財とサービス（生活手段）を提供することである。

政治の領域の基本的役割は、社会生活を維持するために必要な人間関係の調整である。

文化の領域の基本的役割は、くらしをよくするための工夫である。科学や芸術などの創造的活動である。

図3のポイントは、経済の領域も、政治の領域も、文化の領域も、すべていのちの再生産のためにあるということである。たとえば、経済活動の本来的役割は、金儲けではなく、いのちの再生産である。

図3 くらしの領域



3. 社会構造の歴史的变化

(1) コミュニティと組織

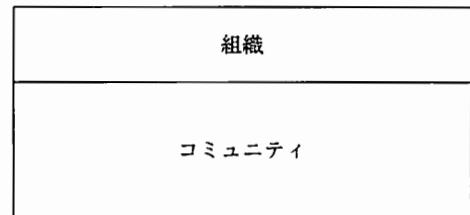
「社会」とは、「人間が集まって共同生活を営む際に、人々の関係の総体が一つの輪郭をもつて現れる場合の、その集団」である。その集団には「自然的に発生したもの」と「利害・目的などに基づいて人為的に作られたもの」とがある（『広辞苑』第5版、岩波書店）。

本稿では、前者の「自然的に発生した集団」（自然的共同体、血縁集団と地縁集団）を「コミュニティ」、後者の「利害・目的などに基づいて人為的に作られた集団」を「組織」と名付ける（図4）。コミュニティが「いのちの再生産の場」で

あるとすれば、組織は、いのちを再生産するために目的別に結成された集団であり、計画性と組織性をもって共通目的の実現を図る集団である。

アメリカの社会学者であるR.M.マッキーヴァーは、一定の地域で営まれる自生的な共同生活としての「コミュニティ」と、特定の利害関心を追及する人々の結びつきである「アソシエーション」（組織）とを対置させた。彼によれば、民間非営利組織も国家も営利企業もコミュニティから派生したアソシエーションである。なお、R.M.MacIver, *The Elements of Social Science*, 1921（菊池綾子訳『社会学入門』社会思想研究会出版部、1956年、222ページ）では、「コミュニティ」が「基礎社会」、「アソシエーション」が「機能社会」と訳されている。

図4 社会を構成する基本集団



以下では、コミュニティと組織との関連を中心にして、社会構造の歴史的变化を見る。

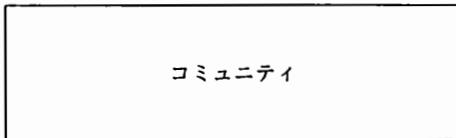
(2) コミュニティから成る社会

ホモサピエンスの誕生が約20万年前、農耕生活を始めるのが約1万2千年前だと言われる。したがって、人類の採取経済の時代は長かった。その間の人間集団は、血縁と地縁で結ばれるコミュニティが基本であり、血縁と地縁から独立した組織は未発達であった（図5）。

「人獣類学者のキャシュダンは、現生人類が地球上に生息してから90%以上の期間において狩猟採集民であったことを踏まえながら、今日の世界に存在するすべての狩猟採集民が『バンド』と呼ばれる集団の中で生活していることを指摘しています。バンドとは、公的な経済・政治制度を通して人工的に組織された集団ではなく、100人前後の緩やかな血縁関係・地縁関係にもとづく自然集団を言います」（亀田達也、

前掲書、18ページ)。

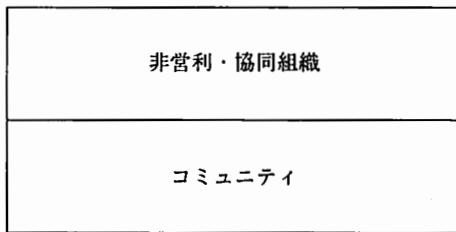
図5 コミュニティから成る社会



(3) 非営利・協同組織の誕生

人類が農耕に伴う定住生活を始め村落が形成されると、生活上の問題を解決するために目的別の継続的組織がつくられる。初期の組織は、強固な国家組織でも営利組織でもなく、生活上の問題を解決するために住民たちがつくった相互扶助的集団、友誼的集団、儀礼的集団、宗教的集団、「男子クラブ」(若衆宿)、軍事的集団などの非営利・協同組織であった(図6)。なお、R.H.ロウイーは、「私は親族的要因に基礎を置かない社会単位を組織(アソシエーション)と呼ぶ」と述べている(『原始社会』1953年)。

図6 コミュニティと非営利・協同組織

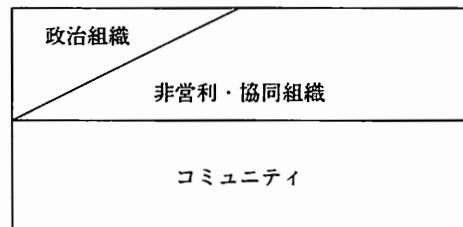


(4) 政治組織の派生

定住生活が続くと村落の安定化のためになんらかの統治機構が形成されてくる。ある村落では長老集団が事あるごとに会議を開き、定例会が組織化される。また、ある村落では首長と官僚を中心とする警察的軍事的集団が形成される。いくつかの血縁集団が軍事的組織を形成するなどの例もある(R.H.ロウイー「国家の起源」1927年)。やがて、これらの組織から国家が形成される。「統治機関、すなわち分業によって社会から分離した独自の機構をかたちづくるかぎりでの国家」が形成される(図7)(マルクス「ゴータ綱領批判」、「マルクス・エンゲルス全集」大月書店、19巻、30ページ)。

エンゲルスによれば、国家は「人民大衆から区別された公的強力(Gewalt)」である(『家族、私有財産および国家の起源』同上、21巻、119ページ)。

図7 政治組織の派生



(5) 営利組織の派生

経済活動が活発化すると、分業と市場関係が発展し、生活に必要な物資とサービスの生産と供給を専門にする営利組織がつきつぎと生まれる。営利組織の集団が一つの社会領域(営利組織セクター、市場セクター)を形成する(図8)。

このようにして、生活の場であるコミュニティを維持するために、政治組織セクター、営利組織セクター、非営利・協同組織セクターという3つのセクターが存在するに至り、今日の社会が形成される。

図8 営利組織の派生

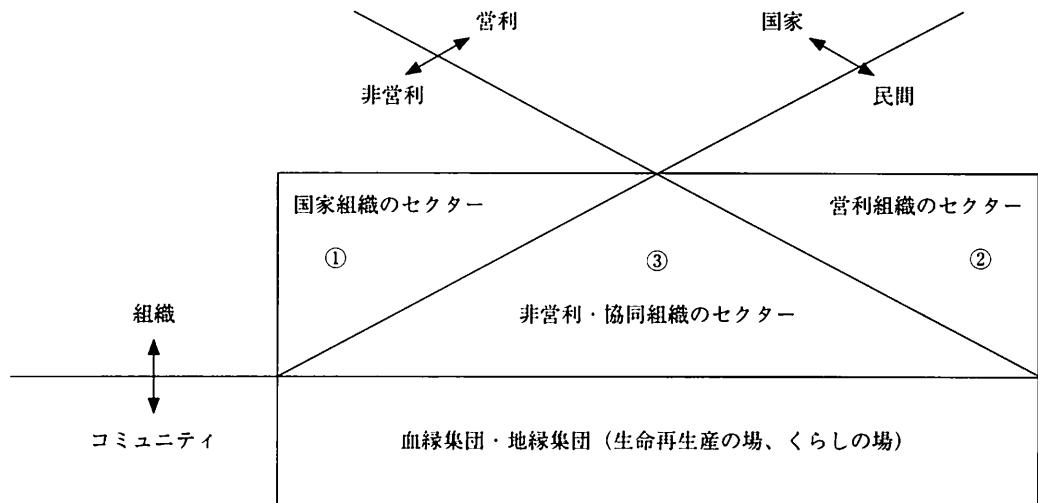


4. 現代の社会構造

(1) 3つのセクター

以上のような歴史的経緯を経て、現代の主要な社会組織は3つに大別される。図9の左上から右下に向かう、「営利」と「非営利」を分ける斜線は、国家組織と非営利・協同組織が「非営利組織」としての共通性を持ち、右上から左下へ向かう、「国家」と「民間」を分ける斜線は、営利組織と非営利・協同組織が「民間組織」としての共通性を持

図9 3つのセクター



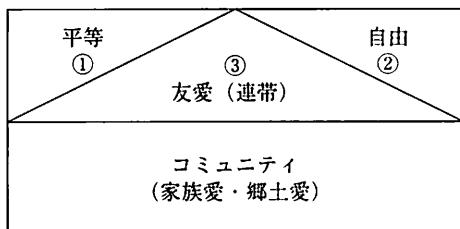
つことを示している。

図9上の①②③は、それぞれが第1セクター、第2セクター、第3セクターであることを示している。

(2) 3セクターを支える基本的理念

国家を支える基本的理念は「平等」、當利組織を支える基本的理念は「自由」、非當利・協同組織を支える基本的理念は「友愛（連帶）」である（図10）。

図10 3セクターを支える基本的理念



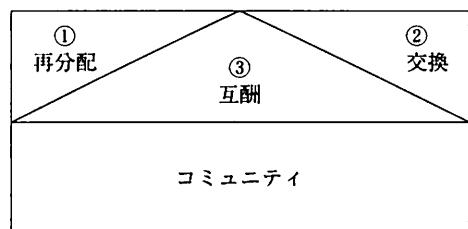
(3) 3セクターの経済活動

マルクスの『資本論』は、資本主義社会の市場セクターの経済のあり方を分析した。しかし、カール・ポランニーの言うように、経済活動は交換だけではない。その他に再分配と互酬がある。したがって、市場セクターにおける交換、国家セクターにおける再分配、非當利・協同セクターにお

ける互酬のあり方を分析し、その上で、3セクターのベストミックスのあり方を探る必要がある（図11）。

「3セクターのベストミックスなどありえない」という批判がある。「また、未来社会においては市場も国家もなくなる」と主張するマルクス経済学者がいる。しかし、市場と国家の消滅は、ありうるとしても、はるかに遠い未来のことであろう。現代経済にとって、需要と供給を調整する機能を持つ市場、及び財とサービスの再分配機能を持つ政府は必要である。また、紛争が絶えない現代社会にとって、権力により人間関係を調整する機能を持つ政府は欠かすことができない。必要なことは、コミュニティのニーズの実現のために、非當利・協同組織が市場組織と国家組織の逸脱行為をつねに規制し続けることである。ベストミックスを求める社会は、均衡のとれた静態社会ではなく、ダイナミックに揺れ動く動態社会である。

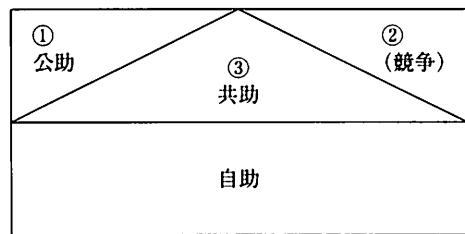
図11 3セクターの経済活動



(4) 自助、共助、公助の関連

図12は、自助、共助、公助の関連を示している。

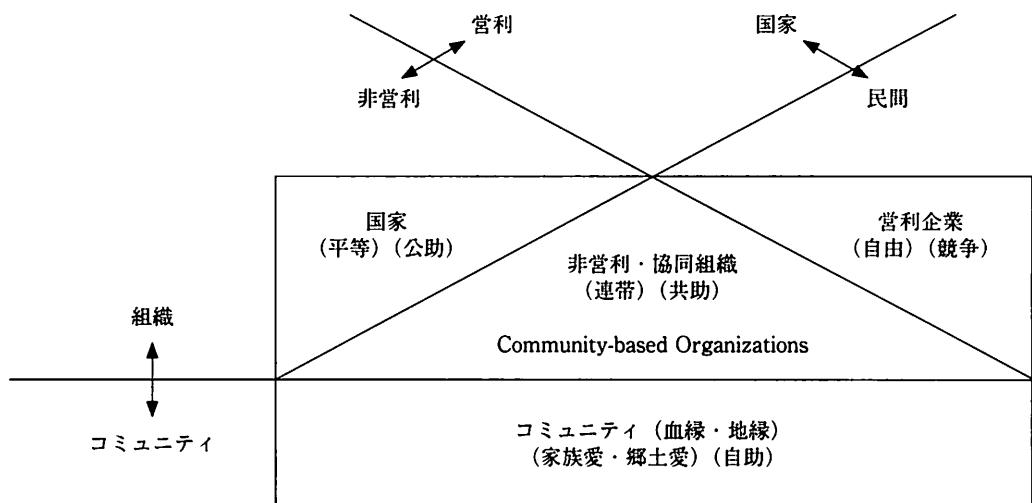
図12 自助、共助、公助の関連



(5) 現代の社会構造

図13は、図9から図12までを総合した図である。

図13 現代社会の構造



(6) 現代社会の特徴

現代社会における経済的力関係から見ると、営利企業が圧倒的に強い力を持っているために、図14においては営利企業を表の最上部に置いた。営利企業が構成する市場が最上部にあるという意味で、「市場至上主義」を表示しているとも言える。

市場原理主義を基盤とする社会においては、国家は市場の圧力のもとに置かれ、市場と国家の重力のもとにコミュニティが押しつぶされ変形する。

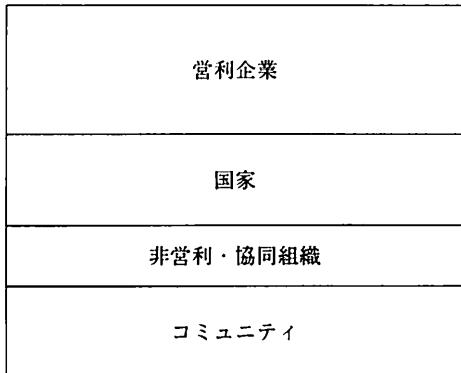
運動論の見地からすれば、市場と国家の重圧のもとに置かれているコミュニティを活性化するためには、コミュニティの抱える諸問題の解決をめざす非営利・協同組織の活動がとりわけ重要な。非営利・協同セクターの拡大強化によって、市場セクターと国家セクターにおける営利企業と

国家の逸脱行為を規制する必要がある。国家に対しては、コミュニティ活性化のための再分配システムを求めることが必要となる。

さらに、図14は、国家の社会政策が市場セクターと非営利・協同セクターの両サイドからの圧力を受けながらつくられることを示唆している。このことは、現場における法制度の運用が市場セクターと非営利・協同セクターの力関係によって変化することを意味する。たとえば、整備された労働法があったとしても、強い営利企業のもとでは法制度が十分に活かされない。現場における法制度の運用は諸刃の剣である。法制度が十分に活かされるためには、市場セクターと国家セクターに対する非営利・協同セクター側からの圧力が強化されなくてはならない。

市場セクターと国家セクターが非営利・協同セクターの要請に十全に応えられるようになって初めて、市場が社会に埋めこまれ（K.ポランニー）、国家が社会に埋め込まれる（マルクス的表現では「國家の消滅」という歴史段階が展望されうる。社会化論の見地からすれば、生産手段の社会化も労働の社会化も、このような歴史段階で完成する。

図14 現代社会の特徴——市場原理主義



5. めざすべき未来社会

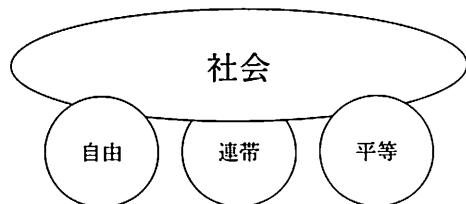
(1) ILO の構想

後述するように、ILOは、「バランスのとれた社会」をつくるためには、営利企業セクターと国家セクターだけでなく、「社会的セクター」が必要だと、強調している。

図15は、「バランスのとれた社会」を自由、平等、連帯の鼎立社会としてイメージ化したものである。前述したように、この「バランスのとれた社会」は、実体的には3セクターの闘争合いの社会であり、理念的には自由、平等、連帯のベストミックスを求め続ける動態社会である。

(2) 未来社会

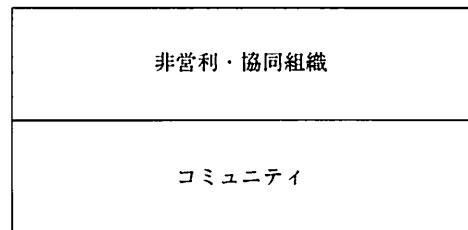
図15 「バランスのとれた社会」(ILO)



1千年単位で歴史を見るミレニアム史観からすると1千年後の社会はどうなっているであろうか。

政治の民主化と経済の民主化が進展すると仮定すれば、究極の未来社会においては、①抑圧機構としての国家は消滅し、政治組織は非営利・協同組織となる。②搾取機構としての労働市場が消滅し、経済組織が非営利・協同組織となる。③労働の社会化と生産手段の社会化が進展して、労働と生産手段がコミュニティのものとなる。④ソーシャル・キャピタル（「人間関係資源」、信頼と約束とネットワーク）が蓄積されると、金力や権力に媒介される間接的な人間関係が弱まり、直接的な人間関係が強まる。⑤多くの組織が非営利・協同組織の性質を強め、社会構造は、図16が示すように、コミュニティとコミュニティに基づきつつ非営利・協同組織からなる二層構造となる。図16は図6と同じである。原始共産制社会が高次のレベルで復活するとも見られる。

図16 将来の社会構造



6. 非営利・協同組織の社会的位置

近代経済学の教科書によれば、経済活動は市場に任せるのが望ましい。市場機能に欠けている点を国家が補い（公共経済）、市場にも国家にも欠けているところを民間非営利組織が補う、と説明されている。すなわち、経済活動の担い手としての民間非営利組織は穴埋め的存在として扱われている。サードセクターは、第1セクターと第2セクターに次ぐ第3の地位を占めることになる。

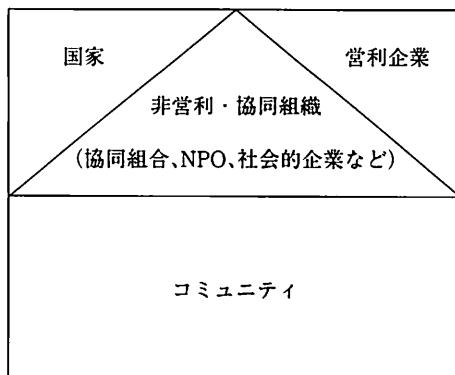
しかし、これは市場を基本と見る経済観であり、人類史的に見ると異なる経済観が成立する。コミュニティは、生活を営むうえで種々の問題を抱えている。それらの問題を解決するために種々の組織がつくられる。人類史の初期の組織は、国家でも営利組織でもなく、生活上の問題を解決するた

めにコミュニティの人たちがつくった非営利・協同組織であった。「元始、女性は太陽であった」(平塚雷鳥)という表現になぞらえれば、「元始、カードはファーストであった」と言える。現代社会においても、非営利・協同組織は、ホームベースであるコミュニティの立場から見るとファーストの位置を占めている(図17)。非営利・協同組織は、欧米では「コミュニティを土台とする組織」(community-based organization, CBO)とも呼ばれている。

非営利・協同組織が穴埋め的存在でなくなり、その本来の役割を果たすためには、非営利・協同の理念に基づいて非営利・協同組織間の連帶を強化する必要がある。連帶強化を促進するためには、非営利・協同組織のナショナルセンターの結成が求められる(全国NPOセンターは、すでに1999年に設立されている)。全国協同組合センターの結成が急がれる所以である。

参考までにイギリスの事例を見よう。1868年(明治元年)に労働組合のナショナルセンター(労働組合会議、TUC)が設立された(第1回大会の詳細については、富沢賢治『労働と国家——イギリス労働組合会議史』岩波書店、1980年、55-75ページ、参照)。翌1869年には協同組合大会が開かれ、1870年に協同組合中央委員会が結成され、協同組合のナショナルセンターである協同組合連盟(Co-operative Union)が設立された。そのさい、協同組合連盟は、その目的を「協同組合運動を束ね、かつ協同組合運動が社会全体で果たしうる重要な役割を主張する全国規模の団体をつくる」とした。

図17 現代社会における非営利・協同組織の位置



Ⅱ ナショナルセンターづくりの課題

1. 非営利・協同運動に対する国際的評価

非営利・協同運動をとりまく時代状況の変化の特徴は何か。日本では新自由主義の潮流が強まっている。しかし、世界的には新自由主義批判の潮流が見られ始めている。以下、国連を中心にこの動向を見ておこう。

非営利・協同運動の伝統的な組織は協同組合である。協同組合に対する国連の評価は、21世紀に入って格段に高まっている。基本的な要因は、1970年代以降の世界的規模での貧困と格差の拡大である。世界的な貧困化と格差拡大が平和の維持を困難にすると認識した国連は、2000年に国際社会の目標として「国連ミレニアム宣言」を採択し、「極度の貧困と飢餓の撲滅」を「ミレニアム開発目標」の第1目標とした。

日本の外務省は、この間の事情をつぎのように要約している。

「1980年代には、多くの途上国で市場経済メカニズムに依拠する構造調整政策を通じた開発手法が用いられましたが、この手法はしばしば順調に進まず、また貧困の悪化をも引き起こすことがありました。その反省もあり1990年代には貧困に関する関心が高まり、1995年の世界社会開発サミットでは、人間中心の社会開発を目指し、世界の絶対的貧困を半減させるという目標が提示されました」(外務省「ミレニアム開発目標とは」外務省ホームページ、2011年10月30日)。

「人間中心の社会開発を目指し、世界の絶対的貧困を半減させるという目標」を実現するために国連が重視したのは、地域住民の自主組織であった。貧困問題を解決するためには、大企業に依拠する経済成長だけでなく、地域社会に根ざす住民の自主組織、とりわけ互助組織としての協同組合の発展を支援する必要があると認識したのである。

そのため国連総会は2001年に「社会開発における協同組合」という決議を採択し、「協同組合を支援するような環境を確保し、協同組合の目標達

成の助けとなるよう、その可能性を保護・促進する観点から、適宜、協同組合の活動に適用される法制度の見直しを各國政府に奨励」し、「社会開発目標の達成、特に貧困の撲滅と雇用の創出、社会的包摶の促進のために協同組合の可能性を開発」するよう、各國政府に求めた。

翌年の2002年には ILO（国際労働機関）の第90回総会が「協同組合の振興に関する勧告」（6月20日）を決議し、「均衡のとれた社会は、政府セクターと営利企業セクターだけでなく、協同組合、共済団体などを含む社会的セクターを必要とする。そのため、政府は、協同組合を支援するための政策と法的枠組みを提供すべきである」とする、斬新な社会観を示した。

協同組合に関する国連の評価はその後さらに高まり、2009年の国連総会決議「社会開発における協同組合」は、2012年を国際協同組合年と宣言し、「全加盟国並びに国際連合及びその他全ての関係者に対し、この国際年を機に協同組合を推進し、その社会経済開発に対する貢献に関する認知度を高めるよう奨励」した。

国連協同組合年を契機として、多くの国で協同組合の発展を目指す多様な試みがなされるようになった。たとえば2012年には、イギリスでは統一協同組合法が、韓国では協同組合基本法が成立した。

2013年9月には国連内に社会的・連帯経済推進委員会が設置された。同委員会は、「社会的・連帯経済促進のための大連間ネットワーク」(RIPESS)、「社会的・連帯経済企業家国際フォーラム」(モンブラン会議)、「社会的・連帯経済国際推進グループ」などと密接に連携して活動している。

すでにスペイン、ポルトガル、メキシコ、エクアドル、フランスでは社会的連帯経済に関する法律が施行されている。

2015年には、「ポスト2015開発アジェンダ」が、国連総会で採択された。17項目の持続的開発目標（～2030年）が示され、「我々は、小規模企業から多国籍企業、協同組合、市民社会組織や慈善団体等多岐にわたる民間部門が新アジェンダの実施における役割を有することを認知する」として、協同組合が特記された。

2016年には国連の教育科学文化機構(ユネスコ)が、「協同組合は、共通の利益と価値を通じてコミュニティをつくることができる組織であり、雇用創出、高齢者支援、都市活性化、再生可能エネルギー計画などの、さまざまな社会問題に対して解決策を生み出している」として、協同組合を無形文化遺産に指定した。

2. 韓国の事例

組合運動に対する国際的評価の高まりのなかで、世界各国で協同組合運動が進展している。

最近では、韓国の協同組合運動の進展が目覚ましい。2012年の国際協同組合年には協同組合基本法が成立した。その後、現在まで約1万の協同組合が協同組合基本法にもとづいて新設され、今や韓国は協同組合ブームの様相を呈している。2013年と2014年には「グローバル社会的経済フォーラム」(GSEF)がソウルで開催され、2013年には下記のような「ソウル宣言」が発表された。

「私たち参加者は、経済活動・社会活動・政治活動の中心に人間を置いた経済発展モデルが存在することを、強く再認識した。私たちは、それを社会的・連帯経済(SSE)と呼ぶ。」「社会的・連帯経済は、利潤増大を経済活動の主要目標としないすべての人びとを包含する。その発展のために、社会的・連帯経済は、自らの位置を私的セクターと公共セクターに並び立つ地点に想定しなければならない。」「社会的・連帯経済は参加型民主主義を活性化させる基盤である。」

2014年には国際組織としてグローバル社会的経済協議会が設立された。それにより、地方自治体のイニシアティブによる社会的経済の発展の試みが国際的にさらに進展した（金亨美「韓国における協同組合運動の新展開——協同組合基本法によって拓かれる新しい協同」「協同組合研究」35巻2号、2016年6月。ソウル宣言の会〔編集〕「社会的経済って何?」社会評論社、2015年、参照）。

「グローバル社会的経済フォーラム」の活動は、その後さらに国際的に発展し、2016年9月にはカナダで同フォーラムが開催された。62カ国、330の都市から1500人が参加し、「GSEF2016モント

「リオール宣言」を採択し、社会的・連帯経済のグローバルな研究・普及組織(CITIES)を結成した。次回の「グローバル社会的経済フォーラム」は、2018年にスペインのビルバオ市で開催される。

3. ナショナルセンターの必要性

(1) ナショナルセンターだからできること

地域社会の活性化のためには地域住民自身による事業が必要だという国連の要請は、日本でも喫緊の実践課題となっている。住民組織間の連携のためには、協同組合が果たしうる役割が大きい。しかしながら、日本では新自由主義のグローバル化の進行に伴い、政府の農協攻撃にみられるように、協同組合の営利企業への転化が求められるような状況がある。この流れに抗することは、個々の協同組合の力では困難である。たとえば、生協なり農協などの個別の協同組合が協同組合全体を代表して協同組合運動が抱える共通課題に関して政府と交渉することは、不可能である。それゆえ、各種の協同組合が結集して協同組合のナショナルセンターを結成し、社会に対して協同組合のアイデンティティを明示し、市場と政府に対する独自の位置を明確にすることが必要となる。

協同組合のナショナルセンターの機能としては、①基礎組織に対する支援(基礎組織間の調整、経営支援、資金援助、情報の収集と発信、広報、人事交流、教育研修など)、②他の非営利・協同組織との連帯の強化、③協同組合運動の代表権の行使(共通政策の策定と対政府要請など)、④国際連帯の強化、などがある。

これらの機能のうち法制度を整備するためによりわけ重要な機能は、協同組合運動の代表権の行使(共通政策の策定と対政府要請)である。協同組合運動を代表することによって政治的発言力を強化し、国家セクターと営利企業セクターの逸脱行動を規制する必要がある。

イギリスの例を見よう。

「2011年の12月、私たちコーペラティブUK(イギリス協同組合連合会)の理事会で、この(統一の協同組合法をつくる)キャンペーンのために2012年の『国際協同組合年』の12カ月を使うことを決めました。……それで、100ペー

ジもの案を1ページ両面にまとめ、キャメロン首相にアドバイスをもらいに行きました。保守党が好む右寄りの言葉も使いました。そして、私たちは、こう言ったのです。『これは規制緩和です。規制を取り除くのです。なぜなら17ものの法律があるのですから、これらをひとつにするのです。そうすれば協同組合に有利になります』。そうすると、首相はこういいました。『うん、とてもいい』と。私たちはラッキーだったのです。2012年1月18日、そう国際協同組合年が始まってたったの18日目のことです。首相官邸へ行ってロビー活動をして必要な材料や証拠を集めての忙しい2週間でした。しかし、この早い段階から成功を確信することができていたので、私たちは2012年の国際協同組合年を謳歌したのでした」(コーペラティブUK事務局長デオ・メイヨの発言「英國協同組合運動の再生をめざした4年間に学ぶ:コーペラティブUK事務局長デオ・メイヨとの対話」「社会運動」412号、2014年7月、11-12ページ)。

日本においても協同組合運動発展のための法制度の整備を政府に要請する必要がある。法制度整備上で当面する重要な課題の第1は、後述する協同組合憲章草案の5原則を核とする協同組合憲章の策定と閣議決定、第2は、協同組合憲章を基盤とする協同組合基本法の制定、第3は、協同組合基本法にもとづく法制度の整備である。

(2) ローカルセンターの重要性

ナショナルセンターが結成され法制度が整備されたとしても、それだけでは不十分である。下から運動の支えがないと、その制度や組織が国家権力の影響下に置かれ、国家や市場に都合のよいように利用されかねない。

ソ連末期の協同組合法の事例をみよう。ゴルバチョフの指導下で、1985年にペレストロイカによる経済改革が始まり、協同組合促進の方針のもと1988年に私的な商業活動を容認する「ソ連協同組合法」(統一協同組合法)が制定された。価格統制からの自由化が始まり、既存企業に付属する形での協同組合の設立が可能になった。しかし、その法制度は利益隠しに悪用され、闇経済が拡大した。その結果、値上げと物不足でインフレが進行

し、1991年に経済危機が深刻化した。

ナショナルセンターは、下からの運動の支えがないと安定化しない。ナショナルセンターの基盤となるのは、地域社会における各種協同組合の相互連携と協同組合のローカルセンターの結成である。

ローカルセンターの役割は、①地域の協同組合の要求の実現を図る、②協同組合の組合員の増加を図る、③協同組合間の連帯を強化する、④地域社会活性化のために地域の非営利・協同組織との連帯を強化する、⑤地方自治体への政策提言を行う、などである。

決定的に重要なのはナショナルセンターを支える現実の協同組合運動のあり方であり、法制度を現場で運用する実施主体のあり方である。その意味でも、ナショナルセンターとローカルセンターとの関係については、「下級の団体が果たしうる役割を、この団体から奪って、より広域の上級団体にゆだねることは、不正義であり、社会秩序をはなはだしく害し乱す」（カトリック法王、ピオ11世の1931年勅令）という「補完性原理」が重要なとなる。

ナショナルセンターを支えるローカルセンターの役割は重要である。天守閣がいくら立派でも強固な石垣がなければ、城は弱体である。最終的に城を守るのは人である（「人は城、人は石垣、人は堀」）。『レイドロー報告』によれば、協同組合は、「人と人を結びつけ、孤立社会をコミュニティに転換させるための社会的接着剤となりうる。」「協同組合の偉大な目的」は、地域社会において、「多様な協同組合が、人びとがもっている資源を見出し、それを活用し、生活上の問題を解決するのに貢献することである（日本協同組合学会・訳編『西暦2000年における協同組合【レイドロー報告】』日本経済評論社、1989年、174-175ページ）。

4. ナショナルセンターづくりの動向

(1) 2012国際協同組合年全国実行委員会と協同組合憲章

国連が定めた国際協同組合年（2012年）を実効あるものとするために、日本の協同組合陣営は、2010年8月に「2012国際協同組合年全国実行委員

会」（IYC 実行委員会）を結成した。その第1回会議で実行計画が検討されたさい、私は、「国連が掲げる3目標（協同組合の認知度の向上、協同組合運動の成長、政府の協同組合政策等の確立）を達成するために、協同組合運動の基本的なあり方を示す『協同組合憲章』の草案を策定し、協同組合憲章の制定を政府に働きかけてはどうか」という提案をした。

その提案が検討された結果、2010年12月に各種協同組合の代表者と学識経験者、総勢24名から成る協同組合憲章検討委員会が設立され、私が委員長に選出された。その後、原則月1回の委員会を開き、1年間の審議を経て協同組合憲章草案が策定された。

2011年7月に決定された憲章草案の第1次案は、各種協同組合において組織的協議がなされた。市民からのパブリックコメントも求めた。2012年1月、IYC 実行委員会は、憲章草案の最終案を決定し、政府等に協同組合憲章の設定を求めるこれを確認した（2012国際協同組合年全国実行委員会編著『協同組合憲章〔草案〕のめざすもの』家の光協会、2012年、参照）。

協同組合憲章草案は、現代日本における協同組合運動の意義を明らかにしたうえで、協同組合政策の基礎をなす原則を明らかにするよう政府に求めた。その原則に関わる部分は、以下のようである。

「政府は、協同組合政策に取り組むにあたって
……以下の原則を尊重すべきである。

(1) 協同組合の価値と原則を尊重する

……ICA の「協同組合のアイデンティティに関する声明」（1995年）に盛り込まれた協同組合の価値と原則を尊重する。協同組合にさまざまな政策を適用する際は、協同組合の価値と原則に則った協同組合の特質に留意する。

(2) 協同組合の設立の自由を尊重する

協同組合制度は、すべての市民に開かれている。政府は、市民が協同組合を設立する自由を尊重する。

(3) 協同組合の自治と自立を尊重する

協同組合が積極的に自治と自立を確保・維持することを重視し、政府と協同組合との対等で効果的なパートナーシップを進める。

(4) 協同組合が地域社会の持続的発展に貢献することを重視する

協同組合が地域社会の持続的発展に貢献することをめざしている点を重視する。……

(5) 協同組合を、社会経済システムの有力な構成要素として位置付ける

これからの社会経済システムには、多くの人びとが自発的に事業や経営に参加できる公正で自由な仕組みが求められる。そのために、公的部門(セクター)と営利企業部門だけでなく、協同組合を含む民間の非営利部門の発展に留意する。」

(2) 政府の対応

2012年1月、協同組合憲章草案がIYC実行委員会で採択されると直ちに、IYC実行委員会副代表であるJA全中の万歳章会長、日本生協連の浅田克己会長ほか、各協同組合全国機関代表者が官邸に赴き、藤村修官房長官、齋藤勁副長官と直接面談し、憲章草案を示し、政府として協同組合憲章を制定するように求めた。

同要望書に対する政府の姿勢は、「①憲章の閣議決定には相当の背景、準備が必要で一朝一夕には実現しない、②協同組合の各監督省庁が閣議決定の必要性を強く認識し、積極的に動く必要がある、③このため、各協同組合は、まずはそれぞれの監督省庁に対する働きかけを進めてほしい、とのものであった」(同上書、46ページ)。

政府の初期の対応はこのように素っ気ないものであった。しかし、憲章草案はその後、政府内で検討されたようで、同年6月26日、政府は「政府広報オンライン」において、「政府は……国民生活に重要な役割を果たしている協同組合の地域に根差した助け合い活動がさらに広がっていくよう、次のような基本的考え方で、協同組合の発展ができる限り後押ししていきます」と述べて、協同組合憲章草案が政府に求めた5つの原則のうち3つまでを、ほとんど文字通りに採択した。

協同組合憲章草案が提示した5原則のうち、政府が採択しなかった原則は、「協同組合の設立の自由を尊重する」と「協同組合の自治と自立を尊重する」である。今後は、草案が提唱する5原則を政府が実質的に認めるように運動を盛り上げる必要がある。協同組合憲章〔草案〕は、各種協同

組合が結集するための共通の旗印（各種協同組合の共通の理念を示すもの）となりうる。

なお、協同組合憲章草案は、対政府要請の1項目として、「協同組合政策の横断的な推進・調整が可能となる仕組みを行政内に設ける」ことを求めている。これに対応して協同組合運動側においても「協同組合政策の横断的な推進・調整が可能となる仕組み」(すなわちナショナルセンター)を設ける必要があるのは当然である。

(3) 「協同労働の協同組合」法制定の進捗状況

協同組合憲章草案は、「政府の協同組合政策における行動指針」の第2項目「地域のニーズに即した新たな協同組合の設立を支援する」において、「協同労働の協同組合など、市民が協同して出資・経営・労働する協同組合のための法制度を整備する」ことを要請している。

これを受け、2016年7月、旧民主党を中心として組織されていた協同組合振興研究議員連盟は、「これまで協同組合憲章草案の国会決議を第一目的としてきたが、『協同労働の協同組合法』の制定を先行課題として協同組合基本法制定を目指す」という運動方針を明確にし、さらに推進組織を超党派議連として再編強化することを確認した。

2017年4月20日には、超党派の国会議員でつくる協同組合振興研究議員連盟が総会を開いて、議員連盟としては、①協同組合政策の確立を求める国会決議を目指す、②産業別ではなく協同組合全体を貫く法整備を検討する、③当面は働く者が自ら出資し経営するワーカーズコープ(労働者協同組合)法の制定を(議員立法で)を目指すことを確認した。さらに、協同組合政策の確立を求める国会決議を目指すという問題に関しては、つぎの3点を柱とする国会決議案が提示された。①協同組合の価値と原則を確認する、②地域社会への貢献や地域経済の有力な主体として協同組合を位置付ける、③協同組合を民間の非営利部門に位置付け、その発展に留意する。

見られるように、議員連盟が提示した3つの原則は、協同組合憲章草案が政府に要請した5原則のうちの第1原則、第3原則、第5原則を引き継いでいる。

2017年5月9日には与党の「協同労働の法制化に関するワーキングチーム」の第1回会合が開かれた。そこでは、「一億総活躍」「地方創生」等の施策を踏まえて、「なぜ法制化が必要なのか」が再確認され、今後、関係団体、有識者などのヒアリングを実施し、法案骨子などの検討を進めることが合意された。

5. ナショナルセンターづくりの現状

前述のように、IYC 実行委員会が2010年に結成されると、そこに各種協同組合の代表が結集して共通の事業に取り組むことになった。私は、「この貴重な機会を生かして協同組合の全国連合会を結成してはどうか」と、ことあるごとにIYC 実行委員会で発言した。しかし、農協や生協などの主要な協同組合の代表が「ナショナルセンター設立は時期尚早」と発言し、ナショナルセンター設立案は検討されることなく終わった。

しかし、TPP 反対運動をめぐり政府と農協が対立し、政府が農協を攻撃するようになってから、状況が変化し始めた。

2015年8月に改正農協法が成立し、全国農業協同組合中央会は2019年9月までに一般社団法人に移行する、そして農協は株式会社に転換が可能とされた。

中央会制度の改変を迫られたJA 全中は、改正農協法成立から約半年後の2016年3月に「中心的組織の組成を見通した協同組合連携の強化について」という文書を取りまとめ、つぎのように述べた。

「国際協同組合年（IYC）を契機に世界的にも協同組合の評価は高まっている。……こうしたIYCの成果を踏まえ、日本における協同組合運動のさらなる発展を展望することが求められている。……このため、さまざまな分野の協同組合の連携をさらに深め、……協同組合の認知向上・発展に資するため、全国段階において協同組合間連携を担う中心的な組織（恒常的設置の法人）の組成が必要となっている。……『協同組合間連携を担う中心的組織』を組成するにあたっては、『一般社団法人JC 総研』がそうした組織になっていくことが、次の理由からも

っとも適していると考えられる。……協同組合全体に関わる組織である。……さまざまな種類の協同組合の参加に基づき運営されている。」

現在、ナショナルレベルにおける協同組合間連携に関わる組織としては、日本協同組合連絡協議会（JJC）と国際協同組合年記念協同組合全国協議会（IYC 記念全国協議会）がある。

JJCは、1956年に設置され、現在、ICA（国際協同組合同盟）の会員組織15団体で構成されている。通常の活動は、ICAの窓口としての機能や毎年7月に開催する国際協同組合デー記念中央集会などの開催に限られている。IYC 記念全国協議会は、IYC 実行委員会の後継組織として2013年に設立され、現在25団体、協同組合の認知度の向上や学習活動に取り組んでいる。

現在、IYC 記念全国協議会を中心にして、関係者間で「協同組合間連携を担う中心的組織」の設立が検討されている。

JJCは、2016年10月に「日本の協同組合の連帶のあり方検討委員会」を設置し、2017年2月に「日本の協同組合の連帶のあり方検討委員会報告書」をとりまとめ、つぎのような方針案を提示した。

現体制は、協同組合の課題に取り組むためには不十分であり、日本の協同組合の共通の利益を代表する連携組織の充実が必要とされている。従来の連絡協議会という「緩やかな」協議会ではなく、「法人格」を有する組織が必要である。連携組織の機能としては、①政策提言・広報、②協同組合連携等（行政、NPOなど他団体との連携、従来の枠組みに入らない、あらたな協同組合設立の支援などを含む）、③教育・研究がある。協同組合全体の調査・研究を行い、現在実質的に事務局を担っているJC 総研に、新たな連携機能を担う方向で組織・事業再編成を依頼する。2017年4月にJJC 事務局をJC 総研に置く。組織改編の実施時期は2018年4月とする。

JJC のこの方針案は、2017年度に新設の「新たな連携組織準備委員会」で検討されることになっている。具体的な動きとしては、JJC と IYC 記念全国協議会の事務局業務を担当していたJA 全中が、すでに2016年4月からその業務をJC 総研に委託している。

結論

非営利・協同組織の世界的な規模での増加は1970年代から顕著になる。NPOの研究家であるサラモンは、非営利・協同組織の世界的な急増現象をグローバルな規模での「アソシエーション革命」(associational revolution)の進行として把握した(L.M.サラモン「福祉国家の衰退と非営利団体の台頭」『中央公論』1994年10月号)。

実現すべき近未来の社会は、自由、平等、連帶という3つの理念のバランスから成る社会である。すなわち、自由を理念とする市場セクター、平等を理念とする国家セクター、および連帶を理念とする非営利・協同セクターという3つのセクターのベストミックスから成る社会である。3つのセクターのそれぞれが、相互に緊張関係を保ちつつ、それぞれの最良の機能を果たすことによって、ベストミックスを図るような社会が必要である。

どのようにしてこのベストミックスをめざすか。現在の日本社会においては、市場セクターと

国家セクターが強大であり、非営利・協同セクターが弱小である。営利企業と国家の逸脱行為を民主的にコントロールするためには、非営利・協同セクターを拡大強化して連帯の力を強める必要がある。

協同組合ナショナルセンター結成後の課題としては、新設の協同組合ナショナルセンターと既存の「全国NPOセンター」とが連携して、非営利・協同センターをつくる必要がある。

非営利・協同総合研究所いのちとくらしの「2017年度事業計画」には、「非営利・協同セクターの他の組織団体との交流を促進して、共同のテーマで共同行事などを実施する。ナショナルセンターづくりなど協同組合間協同や非営利・協同セクターの結集化について、できる限り協力していく」と書かれている。この事業計画は、本講演の直前に開催された研究所総会で承認された。研究所のますますの発展に期待するところ大である。

(とみざわ けんじ、一橋大学名誉教授、研究所顧問)